

生活文化創造懇話会 規約

(Creative Conference of Cultural Containts Agreement)

第1条（名 称）

本会は、生活文化創造懇話会（以下「懇話会」という）と称する。

第2条（目 的）

高度化する情報通信社会において、正しい情報の集積と発信を「いつでも」「どこでも」「簡単に」利用できるICT（Information & Communication Technology）を活用した生活文化情報基盤の整備を推進し、かつその情報の発信、利用に関する支援を行うことで、地域社会と経済の発展、新たな産業活動の創出を図ることを目的とする。

第3条（事 業）

懇話会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ICTを活用した生活文化情報基盤の整備
- (2) 生活文化情報のコンテンツ化
- (3) ICT活用セミナー・ワークショップ等の研修
- (4) 生活・医療・教育・産業・観光におけるICT活用による高度化支援
- (5) その他、懇話会の目的に資する事業

第4条（会 員）

懇話会は、普通会员、協賛会員、特別会員で構成する。

- (1) 普通会员及び協賛会員は、当事業に賛同する企業、団体とする
- (2) 特別会員は、会長が懇話会の運営上特に必要と認めた者とする

第5条（会員の権利）

1 普通会员は以下の権利を得る。

- (1) 情報基盤、セミナー、ワークショップ等での広告、募集、販売
- (2) ビジネス創出、高度化を目的とした会員間の研究グループ設置
- (3) 事務局を通じた会員間のビジネスマッチング

2 協賛会員は、第1項に加え、以下の権利を得ることができる。

- (1) 生活文化情報基盤の事業利用としての社内外情報ネットワーク運用
- (2) 生活文化情報基盤へのコンテンツ、サービスの組み込み
- (3) 生活文化情報基盤を活用した事業の創出

第6条（役 員）

懇話会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------|-----|-------|
| (1) 会 | 長 | 1名 |
| (2) 副 | 会 長 | 若干名 |
| (3) 幹 | 事 | 10名以内 |
| (4) 監 | 事 | 1名以上 |

第7条（役員を選任）

- 1 幹事は総会において会員の代表者の中から選任する。
- 2 会長、副会長は、幹事の互選により定める。
- 3 監事は、会長が指名する。

第8条（役員の職務）

- 1 会長は、懇話会を代表し業務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったときその職務を代行する。
- 3 幹事は、懇話会の目的を円滑に推進するための必要な業務を執行する。
- 4 監事は、懇話会の業務及び会計を監査する。

第9条（役員の任期）

- 1 役員の任期は2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
- 3 役員は、任期満了となった場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を遂行するものとする。

第10条（総 会）

- 1 総会は、普通会员、協賛会員、特別会員をもって構成する。
- 2 総会は、会長がこれを招集する。
- 3 総会は、その議事運営を会長が主宰する。

第11条（総会の議決事項）

総会の議事は、総議決件数の過半数以上をもって議決し、可否同数の場合は会長の決するところとする。

第12条（会 計）

- 1 懇話会の運営に要する費用は、会員が納入する会費及び事業収入等をもってあてる。
- 2 会費については、別に定める。

第13条（事業年度）

懇話会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第14条（事業運営事務局）

懇話会の事業運営として、特定非営利活動法人H I N Tに事務局を置き、各事業を運営する。

第15条（その他）

このほか、この規約に定めのない事項は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年2月1日から適用する。

生活文化創造懇話会 会費規程
(Creative Conference of Cuitual Containts Membership fee provision)

この規程は、懇話会規約第12条第2項に基づく会費に関する必要な事項を定める。

第1条 会員の会費は下記に定める金額とする。

- (1) 普通会员は1口月額5千円とする
- (2) 協賛会員は2口以上とする

第2条 会費は、入会時及び更新時に1年分を一括払いする。

第3条 既納の会費は、原則として返還しないものとする。

第4条 その他この規程に定めのない事項については、幹事会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月1日から適用する。

